

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話番号	
		種類													方法	対象	対象区分						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設					
1	熊本市												120件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	〇			〇	補助額：1件につき10万円 補助件数：前期60件、後期件数未定	前期：令和8年（2026年）5月11日～令和8年（2026年）10月31日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a> 全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355
													80件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金				〇	補助額：1件につき15万円 補助件数：前期40件、後期未定	前期：令和8年（2026年）5月11日～令和8年（2026年）10月31日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a> 全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要		対象区分				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			方法	対象	住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設				
1	熊本市	○											220件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	○					補助額：1件につき8万円 補助件数：前期80件、後期未定	前期：令和8年（2026年）5月11日～令和8年（2026年）10月31日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a>  全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355
							○						70件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	○					補助額：1件につき8万円 補助件数：前期35件、後期未定	前期：令和8年（2026年）5月11日～令和8年（2026年）10月31日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a>  全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355
							○							35件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	○					補助額：1件につき8万円 補助件数：前期15件、後期未定	前期：令和8年（2026年）5月11日～令和8年（2026年）10月31日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a>  全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要		補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号			
		種類													方法	対象					対象区分		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			住宅	中小企業・組合	公共浴場	その他の施設					
1	熊本市						○						100件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	○				補助額：1件につき4万円 補助件数：前期50件、後期未定	前期：令和8年（2026年）7月1日～令和8年（2026年）10月31日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a> 全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355
							○						250件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	○			補助額：1世帯につき2万円 補助件数：前期125件、後期未定	前期：令和8年（2026年）4月20日～令和8年（2026年）9月30日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a> 全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355	
								○						200件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	○			補助額：1世帯につき5万円 補助件数：前期100件、後期未定	前期：令和8年（2026年）4月20日～令和8年（2026年）9月30日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a> 全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話番号		
		種類													方法	対象	対象区分							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪												
		太陽光発電システム	太陽熱利用システム	その他再エネ発電設備	その他再エネ熱等利用設備	再エネ燃料	省エネ設備	蓄電池	EV、EV充電設備	建築物の断熱化	ZEH、ZEB	その他			住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設						
1	熊本市											○	新規	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	○					補助額：補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、上限額は10万円とする。 補助件数（予算額）：200万円	前期：令和8年（2026年）6月15日～令和8年（2026年）10月31日 後期：未定	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a> 全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355
														26件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	○				補助額：対象経費の3分の1（下限20万円、上限100万円） 補助件数（予算額）：2,000万円	令和8年（2026年）5月11日～令和8年（2026年）10月31日	制度URL： <a href="https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html">https://www.city.kumamoto.jp/kiji00369554/index.html</a> 全てのメニューにおいて受付日順であり、予算枠の上限に達し次第、受付を終了。	環境局環境推進部 脱炭素戦略課 096-328-2355

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号			
		種類													方法	対象	対象区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪													
		太陽光発電システム	太陽熱利用システム	その他再エネ発電設備	その他再エネ熱等利用設備	再エネ燃料	省エネ設備	蓄電池	EV、EV充電設備	建築物の断熱化	ZEH、ZEB	その他			住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設							
2	八代市	○						○					太陽光110件 蓄電池109件	八代市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	補助金	<p>【対象者】</p> <p>(1) 市内に居住または居住を予定する者</p> <p>(2) 対象システム（または蓄電池）を既に設置していないこと</p> <p>(3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶ個人であること</p> <p>(4) 世帯員全員に市税等の滞納がないこと</p> <p>【対象システム及び対象蓄電池】</p> <p>1. 太陽光発電システム</p> <p>(1) 自ら居住する専用住宅又は併用住宅（法人名義及び賃貸用を除く）に設置するもの</p> <p>(2) 対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流流有りで連結するもの</p> <p>(3) 設置前に使用されたものでないこと</p> <p>(4) 交付申請日の属する年度末日までに設置を完了するもの</p> <p>2. 定置式リチウムイオン蓄電池</p> <p>(1) 1(1)と同じ</p> <p>(2) 対象住宅に設置する太陽光発電システムで発電した電気を貯めて、夜間、災害時等にその電気を使用できるもの</p> <p>(3) 1(3) (4)と同じ等</p>	○				○太陽光発電システム 最大出力1kw当たり15,000円（上限100,000円）		R8.4.1～予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.city.vatsushiro.lg.jp/ijyu/kiji00325924/index.html">https://www.city.vatsushiro.lg.jp/ijyu/kiji00325924/index.html</a>	市民環境部 環境課 ゼロカ-ボン推進係 0965-33-4114
														新規	八代市住宅向けLED照明設備買換え支援補助金	補助金	<p>【対象者】</p> <p>(1) 申請時に八代市内に居住し、かつ、本市に住民登録がある者で、自らが居住する住宅の照明器具をLED照明器具に買い換えた人。</p> <p>(2) 申請者の属する世帯の全員が市税等を滞納していないこと。</p> <p>(3) 申請受付期間内に申請者と生計を共にする人が、本補助金を受けていないこと。</p> <p>(4) 暴力団員ではない人、暴力団または暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。</p> <p>【補助対象製品】</p> <p>(1) 令和8年4月1日から令和8年12月31日の期間に購入・設置したものである</p> <p>(2) 市内の店舗・工事業者から直接購入・設置する新品のLED照明設備である</p> <p>(3) 住宅に設置されている蛍光灯や白熱電球等の交換を伴うものである</p> <p>(4) 自らが居住する住宅の屋内に固定して使用するものである</p> <p>(5) 照明設備の交換に係る総額が2万円以上のもの（設置工事費含む）である</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>(1) 対象のLED照明設備を購入する費用</p> <p>(2) 対象のLED照明設備の設置に必要な付帯設備や工事に係る費用</p> <p>補助金の対象から除く経費</p> <p>・ポイント、クーポン、商品券を利用して支払った額等、実際の支払金額に含まれないもの</p>	○				補助金の額：補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）30,000円上限		R8.5.1～予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.city.vatsushiro.lg.jp/kiji00325773/index.html">https://www.city.vatsushiro.lg.jp/kiji00325773/index.html</a>
3	人吉市													該当なし											

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	方法	対象	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号
		種類															対象区分							
		① 太陽光発電システム	② 太陽熱利用システム	③ その他再エネ発電設備	④ その他再エネ熱等利用設備	⑤ 再エネ燃料	⑥ 省エネ設備	⑦ 蓄電池	⑧ EV、EV充電設備	⑨ 建築物の断熱化	⑩ ZEH、ZEB	⑪ その他					住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設				
4	荒尾市	○											太陽光 42件 蓄電池 34件	荒尾市ゼロ カーボン機器 等導入促進補 助金	補助金	<p>(補助対象者) 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。 (1) 荒尾市内の建物等に、次に掲げる対象のシステム（以下「対象システム」という。）を設置すること。 ア 太陽光発電システム イ 蓄電池システム ウ ZEH+ エ ZEH オ 高効率空調機器 カ 高効率照明機器 キ ソーラーカーポート (2) 前号アからエまでの対象システムにあっては、当該対象システムを設置する者が個人又は法人（同システムをPPA（電力販売契約をいう。以下同じ。）又はリース事業により設置する場合は、PPA又はリース実施事業者）であって、同号オからキまでの対象システムにあっては、当該対象システムを設置する者が事業者（同システムをPPA又はリース事業等により設置する場合は、PPA又はリース実施事業者）であること。 (3) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号改正）別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。 (4) 国、都道府県又は他の市町村による対象システムの設置に係る補助金等の交付を受けていないこと。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としないものとする。 (1) 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有する者 (2) 宗教活動又は政治活動を行う事業者 (3) その他市長が適当でないと認めるもの</p>	○	○	○	○	太陽光発電 ・一般住宅：7万円/kW ・民間事業者：5万円/kW ・民間事業者用ソーラーカーポート： 設置設備整備事業費の1/3 蓄電池：蓄電池価格の1/3 ZEH：55万円/戸 ZEH+：100万円/戸	R8.5.1～R9.1.8(補助金の 上限に達し次第終了)	<a href="https://www.city.arao.lg.jp/shisei/shisaku/kankyo-seisaku/5101.html">https://www.city.arao.lg.jp/shisei/shisaku/kankyo-seisaku/5101.html</a>	環境保全課ゼロカーボン推進室 0968-57-7857
							○						高効率空調 24件 高効率照明 6件							高効率空調：1/2(上限50万円) 高効率照明：1/2(上限50万円)	R8.5.1～R9.1.8(補助金の 上限に達し次第終了)	<a href="https://www.city.arao.lg.jp/shisei/shisaku/kankyo-seisaku/8606.html">https://www.city.arao.lg.jp/shisei/shisaku/kankyo-seisaku/8606.html</a>	環境保全課ゼロカーボン推進室 0968-57-7857	
5	水俣市												該当なし											

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム 等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス 等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス 等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素 等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備 等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修 等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	方法	対象	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号
		種類															対象区分							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪												
6	玉名市						○						517件	玉名市省エネ家電買換え促進事業	補助金	(対象者) 以下の要件を全て満たす者 (1) 玉名市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されていること (2) 補助対象の家電製品を当該住宅に設置すること (3) 家電リサイクル法に基づき既設の家電製品の排出を行うこと (4) 市税等を滞納していないこと (対象設備) 以下の要件を全て満たすもの (1) 次に掲げる家電製品であって、省エネ基準達成率100%以上であること ・エアコンディショナー（壁掛け形又は床置き形） ・電気冷蔵庫 (2) 自らが居住する住宅で使用する既設の家電製品の買換えのために市内販売店で購入する新品の家電製品であること	○				(補助対象経費・・・補助金額) 5万円以上10万円未満・・・1万円 10万円以上15万円未満・・・2万円 15万円以上20万円未満・・・3万円 20万円以上・・・4万円	令和8年5月11日～9月30日 ※予算の範囲内	<a href="https://www.city.tamana.lg.jp/g/aview/1/35264.html">https://www.city.tamana.lg.jp/g/aview/1/35264.html</a>	玉名市環境整備課 環境保全係 0968-75-1118
7	山鹿市													該当なし										
8	菊池市		○										25件	菊池市住宅用太陽光発電設備設置費補助金	補助金	【対象者】 以下のいずれにも該当する者。 (1) 菊池市に居住又は居住を予定していること。 (2) 菊池市内で自身が居住する又は居住を予定している居住用住宅（店舗等との併用住宅を含み、法人名義のもの及び賃貸用ものを除く。以下同じ。）に住宅用太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する個人であること。 (3) その属する世帯（その者が居住を予定する者である場合は、転入後に属することとなる世帯をいう。以下この条において同じ。）の全ての者が、市税等を滞納していないこと。 (4) その属する世帯の全ての者が、菊池市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。	○				(1) 5.0キロワットを超え6.0キロワット未満のとき 3万円 (2) 6.0キロワット以上のとき 5万円	2026年4月1日～2027年3月末の予定 ※予算の範囲内 ※補助金交付要綱第8条の規定により、当該設置工事が完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するものに限る。	<a href="https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1190/3525.html">https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1190/3525.html</a>	環境課 0968-25-7217
													0件	菊池市省エネ家電購入促進補助金	補助金	【対象者】 第4条 この補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。 (1) 本市の住民基本台帳に世帯主として記録されている者 (2) 世帯員全員に市税の滞納がないこと。 (3) 補助対象経費について、国、県、市又は他の団体等が実施する他の制度による補助金（その他これに準ずるものを含む。）の交付を受け又は受けることが見込まれていない者 (4) 世帯員全員が、菊池市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと及びそれらと密接な関係を有しないこと。 (5) 自らが居住する市内の住宅（店舗又は事務所を併設するものにあつては、居住の用に供する部分に限る。）で使用するために、省エネ家電を購入し、及び設置する者	○				(1) 1品目ごとの補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額、1品目（対象家電の台数は問わない。）につき5万円を上限 (2) 1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる (3) 補助金の交付は、1世帯当たり対象家電1品目（対象家電の台数は問わない。）につき1回限り	2025年4月1日～2026年2月末の予定 ※予算の範囲内	<a href="https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1054/17352.html">https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1054/17352.html</a>	環境課 0968-25-7217
9	宇土市													該当なし								環境交通課 0964-27-3316		

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号		
		種類													方法	対象	対象区分							
		① 太陽光発電システム	② 太陽熱利用システム	③ その他再エネ発電設備	④ その他再エネ熱等利用設備	⑤ 再エネ燃料	⑥ 省エネ設備	⑦ 蓄電池	⑧ EV、EV充電設備	⑨ 建築物の断熱化	⑩ ZEH、ZEB	⑪ その他					住宅	中小企業・組合					公衆浴場	その他の施設
10	上天草市	○											18件	上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	補助金	<p>【補助対象者】 次のすべての要件を満たす個人とします (1) 本市に居住し、又は実績報告時までに住民登録を有し、自ら居住する専用住宅又は併用住宅（これらのうち賃貸用ものを除く（以下「対象住宅」という））に対象設備を設置する方 (2) 対象設備の設置工事を行っていない方 (3) 過去に同一の対象設備に関する本市の補助金の交付を受けていない方 (4) 交付申請をした日の属する年度の3月10日までに、対象設備の設置を完了できる方 (5) 対象設備のうち、太陽光発電システムを設置しようとする場合は、電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことのできる方 (6) 市税等を滞納していない方</p> <p>【対象設備】 太陽光発電システム (1) 対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するものであること。 (2) 太陽電池の公称最大出力が10キロワット未満であること。 (3) 太陽光モジュールが、次のアからウまでのいずれかの規格等に適合していること。 ア. 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。 イ. 一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ. 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システム 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること</p> <p>エネルギー管理システム 一般社団法人エコネットコンソーシアムの定めるECHONET Lite規格の認証を取得していること。</p>	○	○	○		○太陽光発電システム 1件当たり上限5万円 ○定置用リチウムイオン蓄電システム 1件当たり上限10万円 ○エネルギー管理システム（HEMS） 1件当たり上限1万円	R8.4.1～R9.2.26（予算の範囲内）	<a href="https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/310/20785.html">https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/310/20785.html</a>	市民生活部環境衛生課 0969-26-5524

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム 等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス 等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス 等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素 等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備 等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修 等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号			
		種類													方法	対象	対象区分								
		① 太陽光 発電シ ステム	② 太陽熱 利用シ ステム	③ その他 再エネ 発電設 備	④ その他 再エネ 熱等利 用設備	⑤ 再エネ 燃料	⑥ 省エネ 設備	⑦ 蓄電池	⑧ EV、EV 充電設 備	⑨ 建築物 の断熱 化	⑩ ZEH、 ZEB	⑪ その他					住宅	中小企 業・組 合					公衆浴 場	その他 の施設	
10	上天草市													新規	上天草市省エネ家電買換え等促進補助金	補助金	<p>【補助対象者】 次の各号のいずれにも該当する者とする (1) 市内に住所を有する世帯の世帯主であること (2) 次のいずれかに該当する者であること ア 補助対象製品を買い換える者 イ 令和7年8月豪雨における被災証明書の交付を受けている者（以下「被災者」という。）であって、補助対象製品を購入するもの (3) 本人及びその他の属する世帯の世帯員が市税等を滞納していないこと</p> <p>【対象製品】 1 「省エネ家電製品」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149条第1項に規定する特定エネルギー消費機器のうち、次に掲げる品目をいう。 (1) エアコンディショナー（以下「エアコン」という。） (2) 照明器具（LEDのものに限る。次条において同じ。） (3) テレビジョン受信機（以下「テレビ」という。） (4) 電気冷蔵庫 (5) 石油温水機器 (6) ジャー炊飯器 (7) 電子レンジ 2 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものであって、補助対象製品のうち1品目1台に限る。ただし、照明器具については、複数台を可とする。 (1) 日本産業規格C9901及びS2070に基づく省エネルギー基準達成率が100パーセント以上であること。 (2) 令和8年4月13日以降に上天草市内の店舗から購入するものであること。 (3) 購入する補助対象製品が買換え前の家電製品と同種のものであって、新品（未使用品）のものであること。 (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住する住宅に設置し、使用すること。 (5) 国、地方公共団体等からこの要綱に基づく補助金と同種の交付を受けないこと。</p> <p>※この補助金は令和8年度限り</p>	○				○買換え：上限5万円 ○新規購入（被災世帯）：上限7万円	R8.4.13～R9.1.29（予算の範囲内）	<a href="https://www.city.kamiama.kusa.kumamoto.jp/g/aview/400/17767.html">https://www.city.kamiama.kusa.kumamoto.jp/g/aview/400/17767.html</a>	市民生活部環境衛生課 0969-26-5524
11	宇城市														該当なし										
12	阿蘇市														該当なし										
13	天草市													38件	天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業	補助金以外	<p>【対象者】 ・自らが居住する市内の住宅に対象システムを設置する者、又は対象システムが設置された市内の建売住宅を自ら居住するために購入する者 ・電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を締結する者 ・市税等の滞納がないこと</p> <p>【対象システム】 ○住宅用太陽光発電システム ・太陽電池出力が2kW以上であること ・屋根、屋上、地上等（以下、「屋根等」という。）に設置する太陽電池モジュールが発電した電気が住宅（店舗との併用住宅含む。以下同じ。）において消費され、連系する低圧配電線に余剰の電気が逆流されること ・未使用品であるもの（中古は対象外） ○蓄電システム ・蓄電容量が2kWh以上であること ・国が実施する補助事業において、補助対象となる蓄電システム一覧に登録されているもの ・住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの ・未使用品であるもの（中古は対象外）</p>	○				○住宅用太陽光発電システム ※地域通貨を交付 1件あたり5万円（ただし、市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は10万円） ○蓄電システム ※地域通貨を交付 1件あたり5万円（ただし、市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は10万円）	令和8年4月1日～令和9年2月26日 ※先着順での受け付け。予算総額に達した時点で受け付けを終了する。	<a href="http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031116/index.html">http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031116/index.html</a>	市民生活部 市民環境課 0969-33-7800

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要		対象区分				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話番号				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			方法	対象	住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設								
14	合志市													○	新規	合志市省エネエアコン設置促進事業補助金	補助金	○省エネエアコンの買い替え 【申請者要件】 (1) 省エネエアコンの購入日及び補助金の交付に係る申請の日において、本市に住民登録がある者 (2) 住民登録のある住宅に設置し、法定耐用年数を経過したエアコンを省エネエアコンに買い替えた者 (3) 市税の滞納がない者 (4) 合志市暴力団排除条例（平成24年合志市条例第1号）第2条第2号の規定に該当しない者 (5) 本補助金の交付を受けていない世帯に属する者 【エアコン要件】 (1) 補助金の交付申請を行った年度の4月1日から交付決定を受けた年度の3月末日までの間に代金の支払及び設置が完了したものであること。 (2) 新品（未使用）であること。 (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自らが所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権のないものは対象外とする。） (4) 法定耐用年数を経過したエアコンの買い替えであること（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に伴う処分が行われていない場合は対象外とする。） (5) 申請者が居住する市内の住宅に設置及び使用するものであること。 (6) 補助対象経費が60,000円以上であること。	○					補助額（要件により1万円から最大3万円）または補助対象経費に3分の1を乗じた額（1,000円未満切り捨て）のいずれか低い方の額 ※1世帯当たり1回1台まで  1補助基本額（法定耐用年数を経過したエアコンを買替えた場合）10,000円 2製品加算（購入前エアコンの製造年が申請年時点で10年以上前のものであること又は、購入した省エネエアコンの省エネ基準達成率が目標年度2027において100%以上である場合に限り、補助基本額に加算する。）10,000円 3世帯加算（申請年度において65歳以上の世帯員の利用である場合に限り、補助基本額に加算する。）10,000円	2026年5月24日～2027年3月31日まで ※予算の範囲内 ※R8～10年度の3年間限定の予定	<a href="https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00325240/index.html">https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00325240/index.html</a>	市民生活部 環境衛生課 096-248-1202	
15	美里町														該当なし													
16	玉東町														新規	玉東町省エネ家電買換え促進補助金	補助金	・玉東町内に住所を所有する方 ・玉東町税を滞納していない方 ・自ら居住する住宅に設置し、使用する方 ・同一世帯で過去にこの補助金の交付を受けてない方	○					補助金額の2分の1（50パーセント）（消費税を含まない本体価格） 上限20,000円 （注意）千円切り捨て、同一世帯につき1回限り	令和8年5月1日～令和9年3月31日まで	<a href="https://www.town.gvokuto.kumamoto.jp/kiji0031836/index.html">https://www.town.gvokuto.kumamoto.jp/kiji0031836/index.html</a>	町民生活課 0968-85-3183	
17	南関町		○	○											7件	南関町家庭用再生エネルギー導入促進事業助成金	補助金	【対象者】 以下のいずれにも該当する者 ・住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠を有数者 ・同一世帯全員が暴力団等の構成員ではないこと ・同一世帯全員が町税等を滞納していないこと 【対象設備】 ・太陽熱温水器 ・住宅用太陽光発電設備用蓄電池 ・木質ペレットストーブ、薪ストーブ	○				補助金額 5分の1 限度額 5万円	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※予算の範囲内	<a href="https://www.town.nankan.lg.jp/sangyo/sundeyokatta/2780.html">https://www.town.nankan.lg.jp/sangyo/sundeyokatta/2780.html</a>	税務住民課環境対策係 0968-57-8579		
18	長洲町														該当なし													
19	和水町														該当なし													
20	大津町														新規	令和8年度大津町高齢者エアコン購入費臨時助成事業	補助金	【対象世帯】 以下のすべてに該当する世帯が対象となります。 1. 大津町内の住宅に「冷房機能を使用できるエアコンが1台もない」 2. 世帯全員が大津町内に住民登録がある 3. 世帯全員が65歳以上である 4. 世帯全員が住民税非課税である 5. 町税等に滞納がない世帯（町税等に滞納がある世帯はご相談ください。） 6. 生活保護を受けている場合、冷暖房器具及び設置費用の支給を受けることができない世帯 7. 既に本事業の助成を受けていない 8. 賃貸住宅に居住している場合は、家主又は管理会社から承諾を得ていること	○				1世帯1台1回限り (1)、又は(2)のいずれか少ない額を助成額とします。 (1) 申請者が負担した対象経費の3分の2以内の額(100円未満の端数は切り捨て) (2) 7万円	令和8年4月1日～令和8年6月22日（予算の範囲内）	<a href="https://www.town.ozu.kumamoto.jp/page/24427.html">https://www.town.ozu.kumamoto.jp/page/24427.html</a>	介護保険課 地域包括支援センター 096-292-0770		
21	菊陽町		○												11件	菊陽町住宅用太陽熱温水器等設置費補助金	補助金	【対象者】 自己が所有し居住する（単身赴任等の理由で生計同一者のみが町内に居住する者を含む）町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む）に温水器等を設置した者又は温水器等を設置した住宅を購入した者であって、同一生計者を含め町税を滞納していない者	○				温水器等の設置費用の5分の1の額とする（ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、その額が5万円を超えたときは5万円とする）	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予算の範囲内）	<a href="https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji0031456/index.html">https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji0031456/index.html</a>	環境生活課 096-232-2114		

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	方法	対象	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話番号	
		種類															対象区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪													
22	南小国町	○		○				○					2件	太陽光発電設備等導入促進事業補助金	補助金	【対象者】 町内に居住する個人または町内に事業所を有する法人で、申請者及び同一世帯員が町税を滞納していない者	○	○	○	○	1事業につき1回 ○太陽光発電設備及び風力発電設備 発電設備の公称最大出力の合計値に2万円を乗じて得た額、上限20万円 ○蓄電池 蓄電池購入及び設置に係る補助対象経費の総額と10万円のいずれか低い方の額	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予算の範囲内）	<a href="https://www.town.minamioguni.lg.jp/news/2022/1830.html">https://www.town.minamioguni.lg.jp/news/2022/1830.html</a>	まちづくり課 0967-42-1171	
						○							10件	南小国町ペレットストーブ等購入費補助金	補助金	【対象者】 町内に住所を有する個人や法人 機器の設置場所が町内であること 申請者及びその世帯員に滞納がないこと 【設備要件】 木質ペレットを燃料とする暖房機器 薪を燃料とする暖房機器	○	○		○	対象経費（税抜）の1/2以内、上限30万円	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予算の範囲内）	<a href="https://www.town.minamioguni.lg.jp/gyousei/ringyo/pellet-stove.html">https://www.town.minamioguni.lg.jp/gyousei/ringyo/pellet-stove.html</a>	農林課林政係 0967-42-1144	
			○											2件	南小国町住宅用太陽熱利用システム補助金	補助金	【対象者】 過去に太陽熱利用システム補助金の交付を受けていないもの 申請時点で、町内に住民票を有するもの 申請時点で、申請者及び同一世帯員に町税等の滞納がないもの 災害等やむを得ない理由により申請するもの 【設備要件】 自己所有で、自己及び同一世帯員の居住する家屋にて利用するために設置するもの 補助対象経費が、2万円以上であるもの	○				補助対象経費の5分の1以内の額 8万円を限度とする	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予算の範囲内）	<a href="https://www.town.minamioguni.lg.jp/joseikin/index.html">https://www.town.minamioguni.lg.jp/joseikin/index.html</a>	町民課保健衛生係 0967-42-1113
23	小国町													該当なし											
24	産山村													該当なし											
25	高森町	○											1件	高森町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	【対象者】 居住する町内の住宅（店舗及び併用住宅含む）に最大4キロワット以上の発電システムを新規に設置するもの	○				1件あたり5万円	令和8年度中（予算の範囲内）	<a href="https://www.town.kumamoto-takamori.lg.jp/page/10245.html">https://www.town.kumamoto-takamori.lg.jp/page/10245.html</a>	政策推進課 0962-62-2913	
26	西原村													該当なし											
27	南阿蘇村													該当なし											政策観光課 0967-67-1112
28	御船町													該当なし											
29	嘉島町	○											15件	嘉島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	嘉島町に住所を有する方（ただし、新築住宅に設置する場合は完了報告時に設置住所に住居登録を有する方） 町内に自己の居住用に建築されている家屋または建築を予定している家屋に未使用の太陽光発電システムを設置する方 町税（町民税、固定資産税、国民保険税および軽自動車税）を滞納していない方 申請日以降に太陽光発電システムの設置工事に着手し、当該年度の3月31日までに工事を完了する方 電力会社と電灯契約を締結することができる方 ※補助対象は次の数値のいずれかが10キロワット未満である必要があります ア 太陽電池の公称最大出力 イ パワーコンディショナーの定格出力	○				1kW あたり15,000円 上限50,000円	令和8年4月～令和9年2月（予算の範囲内）	<a href="https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/a/aview/200/1524.html">https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/a/aview/200/1524.html</a>	水環境課環境係 096-237-2652	
30	益城町	○						○					43件	省エネルギー機器（蓄電池）設置費補助金	補助金	益城町に居住または転入する人で、既存の住宅または新築する住宅（店舗併用を含む）に新たに対象システムを設置する人 太陽光発電システム（10キロワット未満）を設置している又は設置する人 世帯全員が町税（町民税、固定資産税、国民健康保険税および軽自動車税）を滞納していない人 設置工事の着工前に申請し、補助金の交付決定通知書が届いてから設置工事を行う人（なお、申請書を提出してから決定通知書が交付されるまでは、通常2週間程度になります） 申請した年度内に設置工事が完了し、期限内に完了報告書（添付書類を含む）の提出ができる人。	○				○蓄電池システム：8万円 ○太陽光発電システム（10キロワット未満）：2万円（蓄電池と同時に設置する場合のみ）	毎年度4月1日から2月末日まで	<a href="https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0033091/index.html">https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0033091/index.html</a>	住民課 096-289-8077	
31	甲佐町													該当なし											

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号			
		種類													方法	対象	対象区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪													
		太陽光発電システム	太陽熱利用システム	その他再エネ発電設備	その他再エネ熱等利用設備	再エネ燃料	省エネ設備	蓄電池	EV、EV充電設備	建築物の断熱化	ZEH、ZEB	その他													
32	山都町	○											1件	補助金	住宅用太陽光発電システム 【対象者】 町の区域内において自らが居住する既存住宅及び新築住宅（店舗等との併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する者 【交付の条件】 (1) 町の区域内に住所を有する者 (2) 電力会社と電灯契約を締結していること (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を得ていること (4) 発電システムを既に設置している者でないこと (5) 本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他町の徴収金を滞納していないこと (6) 補助金の交付を受けて設置した発電システムを適切に管理すること	○					発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力1キロワット当たり2万円（補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする	令和8年4月1日から令和9年3月19日まで (予算の範囲内)	<a href="https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039628/index.html">https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039628/index.html</a>	環境水道課 環境衛生係 0967-72-4002	
			○										19件	補助金	住宅用太陽熱利用システム 【対象者】 町の区域内において自らが居住する既存住宅及び新築住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に熱利用システムを設置する者 【交付の条件】 (1) 町の区域内に住所を有する者であること。 (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を得ていること。 (3) 熱利用システムを既に設置している者でないこと。 (4) 本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他の徴収金を滞納していないこと。 (5) 補助金の交付を受けて設置した熱利用システムを適切に管理すること。	○					熱利用システムの本体工事費、給排水工事費及び電気工事費の5分の1以内の額（補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする	令和8年4月1日から令和9年3月19日まで (予算の範囲内)	<a href="https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039628/index.html">https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039628/index.html</a>	環境水道課 環境衛生係 0967-72-4002	
					○									9件	補助金	住宅用薪ストーブ等の設置 町内に住所を有する者で住宅等に薪ストーブ等を設置する者 【交付の条件】 (1) 町の区域内に住所を有する者であること (2) 薪ストーブ等を既に設置しているものではないこと (3) 補助金の交付を受けて設置した薪ストーブ等を適切に管理するもの (4) 住宅等を借りている者には、貸主の承諾が得られたものであること (5) 本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他町の徴収金を滞納していないこと	○					薪ストーブ等の本体（煙突、炉台及び炉壁を含む。）の購入並びに本体の設置及び配管に要する経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする  ※令和6年度から森林関係譲与税を使用	令和8年4月1日から令和9年3月19日まで (予算の範囲内)	<a href="https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039628/index.html">https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039628/index.html</a>	環境水道課 環境衛生係 0967-72-4002
				○						○				4件	補助金	自家消費型の太陽光と蓄電池の設置 【対象者】 町内に住所を有する者で自らが居住する住宅に自家消費型の太陽光と蓄電池をセットで導入する者 【交付の条件】 (1) 町の区域内に住所を有する者であること (2) 電力会社と電灯契約を締結していること (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を得ていること (4) 太陽光発電システム若しくは蓄電池システムを既に設置している者でないこと (5) 太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時に導入すること（ただし、申請者又は同一世帯の者が所有する電気自動車を蓄電池として使用する場合は除く） (6) 本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他町の徴収金を滞納していないこと (7) 補助金の交付を受けて設置した発電システムを適切に管理すること	○					○太陽光発電システム 太陽光モジュールの公称最大出力の合計値に、1kw当たり7万円を乗じて得た額 ○蓄電池システム 蓄電池システムの価格の3分の1	令和8年6月1日から令和9年2月10日まで (予算の範囲内)	<a href="https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039176/index.html">https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039176/index.html</a>	環境水道課 環境衛生係 0967-72-4002
				○						○				1件	補助金	太陽光と蓄電池の設置 【対象者】 町内に事業所を有し、太陽光発電および蓄電池を設置する事業者 【交付の条件】 (1) 町の区域内に事業所を有する者であること (2) 電力会社と電灯契約を締結していること (3) 太陽光発電システム及び蓄電池システムをすでに設置している者でないこと (4) 第三者所有型である電力購入契約（PPAモデル）又はリース契約での導入ではないこと (5) 町税その他町の徴収金を滞納していないこと (6) 補助金の交付を受けて設置した発電システムを適切に管理すること	○					○太陽光発電システム 太陽光モジュールの交渉最大出力の合計値に、1kw当たり5万円を乗じて得た額 ○蓄電池システム 蓄電池システムの価格の3分の1 ※4,800Ah・セル未満の蓄電池の場合、141,000円/kwh以下であること 4,800Ah・セル以上の蓄電池の場合、160,000円/kwh以下であること	令和8年6月1日から令和9年2月10日まで (予算の範囲内)	<a href="https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039620/index.html">https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0039620/index.html</a>	環境水道課 環境衛生係 0967-72-4002

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号		
		種類													方法	対象	対象区分							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪				住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設					
33	氷川町	○	○				○						太陽光利用発電設備5件 太陽熱利用設備1件 省エネ施設2件	氷川町住宅用新エネルギー等導入促進事業	補助金	【対象者】 (1) 町内に住所を有する者又は賃貸人の承諾が得られた住宅等を借りている者若しくは町内に新築又は購入し、住居を町内に定める者 (2) 町税に滞納のないもの (3) 着手前に交付決定を受けた者 (4) 過去に本事業を活用していない者又は本事業を活用して導入した施設と異なる施設導入において本事業を活用する者  ※補助対象工事は、当該年度の1月31日までに完了するものでなければならない	○				○太陽光利用発電設備 1件につき50,000円  ○太陽熱利用設備（太陽熱温水器） 自然循環型-1件につき25,000円 強制循環型-1件につき50,000円  ○省エネ施設（CO2冷媒ヒートポンプ給湯器） 太陽光利用発電施設と同時に設置する場合に限り、1件につき50,000円	R8.4.1～  ※1 補助対象工事は、1月31日までに完了するものでなければならない。  ※2 予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0036265/index.html">https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0036265/index.html</a>	町民課 0965-52-5851
34	芦北町													該当なし										
35	津奈木町													該当なし										
36	錦町		○				○				○		13件	錦町住宅リフォーム補助金	補助金	【対象者】 町内に住民登録している人町税、使用料等を滞納していない世帯  【対象となる住宅】 町内に所有し、自らが居住している住宅（借家は対象外）  【交付条件】 町内業者が施工するリフォームで20万円以上の工事が対象町水道、下水道の区域内にあっては、町水道及び下水道に接続が必要	○				対象経費の20%（上限30万円）	令和6年4月1日～令和9年3月31日	<a href="https://www.town.kumamoto-nishiki.lg.jp/kiji003258/index.html">https://www.town.kumamoto-nishiki.lg.jp/kiji003258/index.html</a>	地域整備課 0966-38-4949
37	多良木町						○				○		再エネ設備4件 断熱化1件	多良木町住宅リフォーム事業補助金	補助金	【対象者】 (1) 本町の住民基本台帳に登録されている者、又は本町の住民基本台帳に登録を予定している者で、リフォーム工事完了後30日以内に登録を完了し、3年以上上定住しようとする者 (2) 該当建築物に居住（居住を予定）している者又は貸家目的に所有している者 (3) 徴税及び公共料金等を滞納していない者 (4) 補助対象工事について、本町で実施している他の補助金又は助成金の交付を受けていない者  【対象建築物】 建築から3年以上経過し、固定資産課税台帳に登録された町内の既存住宅に限る	○				補助対象経費の20%以内（上限20万円） 補助対象者1人につき1回限り	令和8年4月1日～  ※1 補助対象工事は、令和9年3月19日までに完了するものでなければならない。  ※2 予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.town.taragi.lg.jp/gvousei/soshiki/kensetsu/download/1673.html">https://www.town.taragi.lg.jp/gvousei/soshiki/kensetsu/download/1673.html</a>	建設課 0966-42-1259
38	湯前町													該当なし									企画観光課 0966-43-4129	
39	水上村													該当なし										
40	相良村	○	○	○	○	○							0件	先端設備等導入計画	補助金以外	工業会証明書の取得が可能な設備等を新規取得するもの	○				中小企業等経営強化法に基づき、村の認定が受けられた場合、固定資産税の特例措置等が受けられる			企画商工課 0966-35-1036
41	五木村										○		0件	五木村電気自動車購入促進事業補助金	補助金	【補助対象車両】 次の全ての要件を満たすものとする。 (1) 新車として購入し、自動車検査証の使用の本拠の位置が五木村内であること。 (2) 初年度登録又は届出が令和8年4月1日以降であること。  【補助対象者】 次の全ての要件を満たす者とする。 (1) 交付申請時点で、五木村の住民基本台帳に登録されている者であること。 (2) 補助対象車両の所有者かつ使用者であること（ローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。）。 (3) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が納期の到来している村税を完納していること。 (4) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が既にこの補助金の交付決定又は、交付を受けていないこと。 (5) 五木村暴力団排除条例（平成23年五木村条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 (6) 災害時に村から給電支援の要請があった場合に、可能な範囲で停電時の電気自動車による給電に協力すること。	○			1台につき25万円	令和8年4月30日から令和9年1月29日まで（予算の範囲内）	<a href="https://www.vill.itsuki.lg.jp/kiji0032212/index.html">https://www.vill.itsuki.lg.jp/kiji0032212/index.html</a>	ダム対策課 0966-37-2212	

【別添】令和8年度（2026年度）県内市町村の再エネ等に関する助成制度等一覧について

- ① 太陽光発電システム
- ② 太陽熱利用システム＝太陽熱温水器、ソーラーシステム等
- ③ その他再エネ発電設備＝風力、中小水力、地熱・温泉熱、バイオマス等
- ④ その他再エネ熱等利用設備＝地熱・温泉熱、地中熱、バイオマス等
- ⑤ 再エネ燃料＝BDF、水素等
- ⑥ 省エネ設備＝照明、冷暖房、給湯、エネファーム、その他家電、動力・生産設備等
- ⑦ 蓄電池
- ⑧ EV、EV充電設備
- ⑨ 建築物の断熱化＝断熱窓、壁や屋根の高断熱改修等
- ⑩ ZEH、ZEB（ゼロエネルギーハウス・ビル）
- ⑪ その他

No.	市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入											昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要		対象区分				補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話 番号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			方法	対象	住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設				
42	山江村	○					○						10件	山江村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	【対象者】 山江村に居住し、又は居住を予定する者 交付申請をした日の属する年度の末日までに、対象システムの設置を完了すること 電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことができる個人であること その属する世帯のすべての者が村民税等を滞納していないこと ・過去にこの要項による補助金の交付を受けていないこと	○				○太陽光発電システム 対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の数値に15,000円を乗じた額とし、5万円を上限とする。  ○蓄電池システム 対象システムを構成する蓄電池に係る経費の3分の1以内とし、5万円を上限とする (ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)	令和8年4月1日～ ※予算がなくなり次第終了	蓄電池システムは、令和6年5月1日より適用  <a href="https://www.vill.yamae.lg.jp/kiji003317/index.html">https://www.vill.yamae.lg.jp/kiji003317/index.html</a>	企画調整課 0966-23-3112
													6件	山江村住宅リフォーム助成金	補助金	【対象者】 次の要件すべてに該当する方 (1) 村内に住所がある方 (2) 本人及び世帯員に村税等の滞納がないこと (3) 他の制度から補助金を受けていないこと  【対象工事】 次の要件すべてに該当するもの (1) 経費(税抜き)が20万円以上のもの (2) リフォームする住宅が対象者所有のものであり、居住する部分の工事であること (3) 対象者が村内施工業者に依頼して行う工事であること(ただし、水道関係は山江村排水設備工事指定業者) (4) 申請のあった年度内に着工し、指定する期限内に完了する工事であること ※工事種別として、省エネルギー推進(断熱材の設置、断熱性向上のための窓改修等)を設けている	○				対象工事に要した経費の2割に相当する額(1,000円未満切り捨て、上限:20万円) 同一住宅について、1回限り	令和7年4月1日～ ※予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.vill.yamae.lg.jp/ijuu/kiji003318/index.html">https://www.vill.yamae.lg.jp/ijuu/kiji003318/index.html</a>	企画調整課 0966-23-3112
												○	18件	山江村省エネ家電買替促進補助金	補助金	【対象者】 (1) 村内に住所を有し、かつ、自らが居住している村内にある住宅に省エネ家電製品等を設置する世帯主であること (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと (3) 世帯員全てが村税を滞納していないこと 【対象省エネ家電製品】 (1) 国告示1-3(1)の規定による多段階評価点が3以上及のエアコンディショナー (2) 国告示2-3(1)の規定による多段階評価点が3以上の照明器具 (3) 国告示7-3(1)の規定による多段階評価点が3以上の電気冷蔵庫 ※国告示とは、平成18年経済産業省告示第258号をいう 【対象の事業】 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号の全ての要件を満たす省エネ家電買替えとする (1) 当該年度の4月1日以降に購入した新品の省エネ家電製品であること (2) 当該年度中に製造から6年を経過する設置済み家電であること (3) 省エネ家電製品は、人吉球磨管内に所在する店舗又は個人事業主から購入するものとする (4) 買い替えた省エネ家電が事業の用に供するものでないこと	○				【補助対象経費】 省エネ家電製品の購入費(設置等の工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を含む)とする 【補助金の交付額】 補助対象経費の3分の1以内とし、5万円を限度とする(千円未満切り捨て)	令和8年4月1日～ ※予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.vill.yamae.lg.jp/kiji0031063/index.html">https://www.vill.yamae.lg.jp/kiji0031063/index.html</a>	企画調整課 0966-23-3112
								○						1件	山江村住宅用薪ストーブ設置補助金	補助金	【対象者】 (1) 村内に住所を有し、かつ、自らが居住している村内にある住宅に薪ストーブを設置する世帯主であること (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと (3) 世帯員全てが村税を滞納していないこと	○				【補助対象経費】 薪ストーブの本体(煙突、炉台及び炉壁を含む)購入並びに本体の設置に要する経費(消費税及び地方消費税を含む)とする 【補助金の交付額】 補助対象経費の3分の1以内とし、5万円を限度とする(千円未満切り捨て)	令和8年4月1日～ ※予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.vill.yamae.lg.jp/kiji003316/index.html">https://www.vill.yamae.lg.jp/kiji003316/index.html</a>
43	球磨村					○				○		4件	球磨村村住宅リフォーム助成事業	補助金	【対象者等】 (1) 球磨村に住所(住民票)がある方 (2) 申請者及び世帯員に村税の滞納がないこと (3) 他制度による補助金等を受けていないこと  【対象工事】 (1) 30万円以上の増築改装、リフォーム工事であり、要綱別表に掲げる必須工事を1つ以上含むこと (2) 3月21日までに実績報告(完了)ができる工事であること (3) 村内に本社若しくは支社又は営業所を有する法人・個人事業者が施工する工事であること	○				【助成の額等】 工事の20%(上限額50万円) 但し、工事費が30万円未満の場合は補助対象外、工事費が30万円以上250万円未満の場合は工事費の20%(千円未満切り捨て)、工事費が250万円以上の場合は一律50万円とする なお、着工済の工事は対象外とし、補助金額が限度額(50万円)に達していない場合でも、1住宅に1度の申請とする	令和8年4月1日～令和8年12月末 ※予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.kumamura.com/kiji0031371/index.html">https://www.kumamura.com/kiji0031371/index.html</a>  ※昨年度以前より本事業有 ※今年度のみ物価高騰対策 支援として補助額を増額し ており、通常は上限20万円	復興推進課 0966-32-1114	

